

治療開始日が令和4年4月1日以降の方が対象です／

43歳以上の方へ

大江町不妊治療費助成事業

★大江町では、独自で公的医療保険適用外となる
43歳以上の方への不妊治療費助成も行っています！

対象者



※①②すべてに当てはまる方が対象です。

- ①治療開始日から大江町に住所を有し、治療開始日時点で、43歳以上である者
- ②当該不妊治療において他の市町村から助成を受けていない夫婦

対象治療



- 1、公的医療保険適用外となる生殖補助医療(体外受精や顕微授精、男性不妊の手術等)
- 2、上記と併用して実施される不妊治療に係る先進医療

助成額



◎43歳以上：上限20万円／回(2回まで)

申請期限



治療終了日から1年以内(令和4年4月1日以降に開始した治療が対象)
※令和4年度内中に治療を終了した場合は令和6年3月31日まで

必要書類



※1・2は窓口配布もしくはHPでダウンロードできます

- 1、大江町不妊治療費助成事業申請書兼請求書
- 2、大江町不妊治療費助成事業申請用証明書
- 3、医療機関、薬局が発行する領収書及び医療費明細書の写し
- 4、申請者名義の通帳の写し
- 5、顔写真付きの本人確認ができる書類

手続きの流れ



大江町不妊治療費助成事業
申請用証明書を医療機関へ
提出してください。

1、不妊治療を受ける

2、医療費を窓口で支払う

3、大江町不妊治療費助成の申請※町へ

4、支給決定通知後、支給

支給まで
1~2か月

【問合せ先】不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

大江町役場 健康福祉課 保健衛生係

TEL:0237-62-2114

